



2025 年 9 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社ライフドリンク カンパニー
代表者名 代表取締役社長 岡野 邦昭
(コード：2585、東証プライム市場)
問合せ先 執行役員経営管理本部長 清水 大輔
(TEL. 06-6453-3220)

株式の売出し並びに

主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、2025 年 9 月 1 日開催の取締役会において、以下のとおり、当社株式の売出しを行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該株式の売出しに関連して、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

記

I. 当社株式の売出し

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- | | | |
|----------------|--|--------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 10,197,000 株 |
| (2) 売 出 人 及 び | Sunrise Capital II, L.P. | 4,940,800 株 |
| 売 出 株 式 数 | Sunrise Capital II (Non-U.S.), L.P. | 4,402,200 株 |
| | Sunrise Capital II (JPY), L.P. | 854,000 株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2025 年 9 月 9 日（火）から 2025 年 9 月 12 日（金）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。） | |
| (4) 売 出 方 法 | 引受人の買取引受けによる売出しとし、SMB C 日興証券株式会社を事務主幹事会社、大和証券株式会社を共同主幹事会社と | |

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

する引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、当該株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。引受人の買取引受けによる売出しにおける引受人の対価は、売価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。

- (5) 申 込 期 間 売価格等決定日の翌営業日から売価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 受 渡 期 日 2025年9月17日（水）から2025年9月22日（月）までの間のいずれかの日。ただし、売価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】2.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,529,400株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、売価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売価格等決定日に決定する。なお、売価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、引受人の買取引受けによる売出しの事務主幹会社であるSMBC日興証券株式会社が当社株主（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込証拠金と同一とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 株式の売出しの目的

当社は、2021年12月の上場以来実施してきた投資家との対話を通じて、適正な株価形成の観点において当社普通株式の流動性の向上及び投資家層の拡大が重要な課題であると認識しておりました。

そのような中で、当社株主の Sunrise Capital II, L.P.、Sunrise Capital II (Non-U.S.), L.P.、Sunrise Capital II (JPY), L.P. と協議し、上記課題の解決を図る目的で本売出しを実施することとしました。

なお、当社は、本日開催の取締役会において、株主還元の強化及び資本効率の向上を図るとともに、本売出しに伴う当社株式需給への影響を緩和する観点から、本売出しの受渡期日の翌営業日から1,000,000,000円及び500,000株を上限とする自己株式の取得を実施することを決議いたしました。自己株式の取得に関しては、本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、1,529,400株を上限として、引受人の買取引受けによる売出しの事務主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMBC日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）につき、SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシュエアプション」という。）を、2025年9月25日（木）を行使期限として貸株人より付与されます。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から2025年9月25日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMBC日興証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエ آپションを行使する予定であります。

SMB C日興証券株式会社がグリーンシュエ آپションを行使する場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からSMB C日興証券株式会社へのグリーンシュエ آپションの付与は行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

安定操作取引及びシンジケートカバー取引に関して、SMB C日興証券株式会社は大和証券株式会社と協議の上、これらを行います。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

- ① 売出価格等決定日が 2025 年 9 月 9 日 (火) の場合、「2025 年 9 月 12 日 (金) から 2025 年 9 月 25 日 (木) までの間」
- ② 売出価格等決定日が 2025 年 9 月 10 日 (水) の場合、「2025 年 9 月 13 日 (土) から 2025 年 9 月 25 日 (木) までの間」
- ③ 売出価格等決定日が 2025 年 9 月 11 日 (木) の場合、「2025 年 9 月 17 日 (水) から 2025 年 9 月 25 日 (木) までの間」
- ④ 売出価格等決定日が 2025 年 9 月 12 日 (金) の場合、「2025 年 9 月 18 日 (木) から 2025 年 9 月 25 日 (木) までの間」

となります。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関し、当社はSMB C日興証券株式会社及び大和証券株式会社に対して、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、SMB C日興証券株式会社及び大和証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却等(株式分割及び既存のストックオプションの行使による当社普通株式の発行、当社の取締役及び従業員を対象とするストックオプションとしての新株予約権の発行並びに当社の取締役及び従業員を対象とする株式報酬としての譲渡制限付株式の発行又は自己株式の処分等を除く。)を行わない旨を合意しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

なお、上記の場合において、SMB C日興証券株式会社及び大和証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

4. 目論見書の電子交付について

引受人は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、原則として、書面ではなく、電磁的方法による目論見書に記載された事項の提供（以下「目論見書の電子交付」という。）により行います（注）。

（注）目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます。投資家は目論見書の書面による交付を選択することはできません。引受人が目論見書の電子交付を行う場合において、投資家から当該同意が得られないとき、また、当該同意が撤回されたときは、当該投資家に対しては目論見書の電子交付はできず、また、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおいては、当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ株式を販売します。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

II. 主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

2025 年 9 月 1 日開催の取締役会において決議いたしました前記「I. 当社株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が見込まれるものであります。

2. 異動する主要株主及び主要株主である筆頭株主の概要

- | | | | |
|---------------|---|---------------------------|--|
| (1) 名 | 称 | Sunrise Capital II, L. P. | |
| (2) 所 | 在 | 地 | Conyers Trust Company (Cayman) Limited, P. O. Box 2681, CRICKET SQUARE, HUTCHINS DRIVE, GEORGETOWN, GRAND CAYMAN, CAYMAN ISLANDS |
| (3) 代表者の役職・氏名 | General Partner CLSA Sunrise Management Limited II
Director Baifeng Hu | | |
| (4) 事業内容 | ファンド | | |
| (5) 出資総額 | 情報を入手していないため非開示 | | |

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (2025 年 9 月 1 日現在)	56,820 個 (5,682,000 株)	10.87%	第 1 位
異動後	0 個 (0 株)	0.00%	—

- (注) 1. 異動前及び異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 52,264,664 株から議決権を有しない株式として 2025 年 3 月 31 日現在の自己株式等 300 株及び単元未満株式 14,864 株を控除した総株主の議決権の数 522,495 個を基準に算出し、小数点第三位を切り捨てております。
2. 異動後の議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合は、前記「I. 当社株式の売出し 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しのために SMBC 日興証券株式会社に対して貸出される上限数である 7,412 個（741,200 株）を控除して算出しております。
3. 大株主順位は、2025 年 3 月 31 日現在の株主名簿による株主順位を基準として、当社において推定したものです。なお、株主名簿上の SUNRISE CAPITAL II, L. P.（常任代理人 SMBC 日興証券株式会社）の所有株式数は

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

5,544,800 株となっておりますが、実質所有株式数は 5,682,000 株である旨を確認しており、当該株式数を元に株主順位を推定しております。

4. 2025 年 3 月 31 日現在の株主名簿において日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の株主順位が第 1 位となっておりますが、実質的な株主ではないことから当該株主を主要株主として取り扱っておらず、大株主順位においても考慮しておりません。

4. 異動予定年月日

前記「I. 当社株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の受渡期日（売出価格等決定日の 5 営業日後の日）

5. 今後の見通し

本件による当社の業績等への影響はありません。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。